

国立大学法人東京農工大学職員の昇給に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(勤務成績の証明)</p> <p>第2条 給与規程第17条第1項の規定による昇給(給与規程第18条又は第19条に定めるところにより行うものを除く。次条及び第4条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。</p> <p>(昇給区分及び昇給の号俸数)</p> <p>第3条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が極めて良好である職員 A</p> <p>(2) 勤務成績が特に良好である職員 B</p>	<p>本則</p> <p>(勤務成績の証明)</p> <p>第2条 給与規程第17条第1項の規定による昇給(給与規程第18条又は第19条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員(教育職俸給表の適用を受ける職員(以下「教育職俸給表適用者」という。))を除く。)の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。</p> <p>(昇給区分及び昇給の号俸数)</p> <p>第3条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明(教育職俸給表適用者を除く。)及び業績評価結果(教育職俸給表適用者に限る。)に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が極めて良好である職員(教育職俸給表適用者にあつては、部局に所属する教員の教員業績評価実施基準第5条第3項及び学内施設等に所属する教員の教員業績評価実施基準第4条第5項に規定する評語(以下「評語」という。)がSS(昇給等)：非常に優れた業績をあげている) A</p> <p>(2) 勤務成績が特に良好である職員(教育職俸給表適用者にあ</p>	

<p>(3) 勤務成績が良好である職員 C</p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 D</p> <p>(5) 勤務成績が良好でない職員 E</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与規程第 17 条第 2 項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。</p> <p>(新設)</p> <p>6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に人事院規則 9—8 第 23 条第 3 項、第 26 条第 2 項(第 28 条において準用する場合を含む。)若しくは第 43 条の規定に相当する異動により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>同項</u>の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。)を 12 月で除した数を乗じて得た数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。</p> <p>7 <u>前 2 項</u>の規定による号俸数が 0 となる職員は、昇給しない。</p> <p>8 <u>第 5 項又は第 6 項</u>の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその</p>	<p><u>っては、評語が S (昇給等) : 優れた業績をあげている) B</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好である職員 (<u>教育職俸給表適用者にあつては、評語が A (昇給等) : 業績をあげている【標準値】</u>) C</p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 (<u>教育職俸給表適用者にあつては、評語が B (昇給等) : 業績が一部不足している</u>) D</p> <p>(5) 勤務成績が良好でない職員 (<u>教育職俸給表適用者にあつては、評語が C (昇給等) : 業績が不足している</u>) E</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与規程第 17 条第 2 項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表に定める昇給号俸数表 (<u>次項において「昇給号俸数表」という。</u>) に定める号俸数とする。</p> <p>6 <u>前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して昇給号俸数表の C 欄に定める号俸数以下の号俸数とする。ただし、その者の昇給について、当該号俸数とすることが不相当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に人事院規則 9—8 第 23 条第 3 項、第 26 条第 2 項(第 28 条において準用する場合を含む。)若しくは第 43 条の規定に相当する異動により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、<u>前 2 項</u>の規定にかかわらず、<u>これらの規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。)を 12 月で除した数を乗じて得た数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。</u></p> <p>8 <u>前 3 項</u>の規定による号俸数が 0 となる職員は、昇給しない。</p> <p>9 <u>第 5 項から第 7 項までの規定による昇給の号俸数が、昇給日に</u></p>	
--	---	--

<p>者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は人事院規則9-8第25条の規定に相当する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、<u>第5項及び第6項</u>の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>その者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は人事院規則9-8第25条の規定に相当する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、<u>第5項から第7項</u>までの規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。</p> <p><u>10</u> (略)</p>	
--	---	--

附 則(令和2年10月1日細則第15号)

この細則は、令和2年10月1日から施行し、令和5年1月1日の昇給から適用する。